

令和 7 年 4 月

教習機関 各位

神奈川労働局助成金センター

人材開発支援助成金 建設担当

建設事業主に対する助成金要領改正に伴う様式等の変更について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

神奈川労働局助成金センターの業務運営につきましては、日ごろからご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和 7 年 4 月 1 日より

- ① 助成金を申請できるのは、雇用保険に加入済みの中小建設事業主で、**雇用保険料率が 17.5/1,000（令和 7 年 4 月 1 日～）の適用**を受ける事業所です。【建設の事業】
- ② 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）支給申請書（建技様式第 3 号））は一部の改正があります。【建設事業主用の変更】講習日が R7.4.1 以降は新様式をご活用ください】
- ③ 受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書【建技様式第 3 号別紙 1】（一部改正）【講習日が R7.4.1 以降は新様式をご活用ください】
なお、受講証明欄は、複数受講の場合は、個々に講習日と講習時間を記入し、講習時間には「試験時間」を必ず含めて記載をお願いいたします。
- ④ **事業所確認票【建技様式第 3 号別紙 3】（R7.4.1 廃止）**
- ⑤ **時間外手当、割増賃金等支払い証明書兼休日（出勤扱・振替）証明書【建技様式第 3 号別紙 4】（R7.4.1 廃止）**

つきましては、神奈川労働局におきましても事業主様等への周知を図るべく別紙『チェックリスト』は、神奈川労働局ホームページに掲載しておりますので、教習機関各位におかれましてもご活用いただくとともに変更内容をご確認のうえ、受講された事業主様への周知説明につきまして何卒ご協力をお願い申し上げます。

従前にご利用がありました教習機関にお送りしています。

問い合わせ先

神奈川労働局助成金センター

人材開発支援助成金（建設労働者）技能実習コース

建設担当

TEL 045-270-7989

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))支給申請チェックリスト兼申請書類送付状

◆申請にあたって次の内容に留意してください。

申請期限日 受講修了日の翌日から2か月以内です。(必着厳守) 裏面の申請期限を確認してください。

(注1)申請時には、受講期間に係る賃金の支払いが完了していることが必要です。

(注2)受講期間に係る賃金の支払い日から支給申請期限までが2週間に満たない場合は、お問い合わせください。Tel 045-270-7989 技能実習コース

申請要件 「講習日が令和7年4月1日以降」

該当項目に☑を入れてください。

- ☐ 申請者は、雇用保険に加入済みの中小建設事業主です。雇用保険料の料率は次のとおり。
令和7年度保険料率合計 17.5/1,000 (令和7年4月1日より料率変更あり、本人負担6.5/1000・事業主負担11/1000)
 なお、1人親方及び同居の親族のみを使用している建設事業主は本助成金の対象になりません。(人材開発支援助成金支給要領 0302aイ、ロによる)
- ☐ 助成金(経費・賃金助成)の対象となる受講者は、雇用保険に加入している建設労働者であること。
- ☐ 労働保険料(雇用保険料と労災保険料)を滞納していないこと。
- ☐ 勤務時間を超えての受講講習時間がある。 ☐ない ☐ある
 あるに☑がある場合、労基法に基づく通常(割増)の賃金額以上の支払いが必要です。(人材開発支援助成金支給要領 0302b ロ①) Q&A Q-5-2
- ☐ 事業所の休日を利用した受講がある。 ☐ない ☐ある・・・休日の割増賃金支払又は、振替休日を与える(振替と代休では意味が違います)
- ☐ 講習日に有給休暇の取得の有無 ☐無 ☐有→申請は不可 (人材開発支援助成金支給要領 0302b ロ③による)

注意: 当該助成金は、月給者、日給者に限らず講習日にも通常の賃金支払いが必要です。

申請書類	確認が出来ましたら☑を付けてください。	申請様式改正	建技様式第3号 (R7/4 改正版) 建技様式第3号別紙1 (R7/4 改正版)
1 ☐ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))支給申請書 建技様式第3号 (R7.4 改正版)			
2 ☐ 受講者名簿及び人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給申請内訳書 建技様式第3号別紙1(R7.4 改正版)			
(注)上記支給申請内訳書「②技能実習コース(賃金助成)の助成金支給申請内訳」欄の記入もれにご注意ください			
3 ☐ 支給要件確認申立書(人材開発支援助成金建設労働者技能実習コース) 共通要領 様式第1号(R7/4/1改正版)			
※役員一覧表も含めて全部(片面6枚)			
4 ☐ 支払方法・受取人住所届 (初めての登録又は登録内容の変更の場合のみ)			
*入金先の名義・口座番号が確認できる書類(通帳の写し等)を添付してください。			
(注)写し(コピー)は、 原本を明瞭かつコピーの切れ目ないよう にお願いします。 (原本のままコピーしてください。 マスキングは不要です。)			
II 添付書類(全て添付必要)			
1 ☐ 就業規則(写)(労働時間を把握するため)	労働者が10人未満でも就業規則がない場合は、作成が望ましいです。 監督署のホームページ【モデル就業規則参照】		
2 ☐ 賃金(給与)規定(写)(締切日と支払日及び時間外の計算方法の確認のため) 講習期間中のもの			
3 ☐ 賃金台帳(写)(労働基準法第108条に基づくもの)又は給与明細書(給与明細は労働日数・時間外時間等記載があるもの) 講習期間中のもの			
4 ☐ 雇用契約書又は労働条件通知書等(写)いずれか (最新のもの)			
5 ☐ 年間休日労働カレンダー(写) 事業所の所定労働日数、所定休日及び所定労働時間を確認するため。	「神奈川労働局ホームページ内検索」		
6 ☐ 出勤簿又はタイムカード(写) 訓練期間中の出席状況を確認するための書類タイムカード等に【講習受講】と表記			
7 ☐ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書事業主通知用(写) 注)事業主通知用の印字を確認			
8 ☐ 受講申込書(写) 訓練名称・期間、受講料等が明記されたもの、又は技能実習委託契約書(別様式第3号)(写)			
9 ☐ 教習機関作成のカリキュラム(写)・実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム(写)			
10 ☐ 受講料等が明記されたもの(例:領収書、振り込み依頼書等)			
11 ☐ Web又はeラーニング講習を受講した場合は、修了証明書並びに講習対象期間の『賃金台帳』『出勤簿又はタイムカード』(写) (タイムカード等に必ず【講習受講】及び【受講時間】を表記してください。)			
12 ☐ 建設キャリアアップシステム技能情報登録者の場合には、建設キャリアアップカードの写し等(CCUS) 『賃金助成の加算措置:キャリアアップ技能者情報に登録した日が支給申請日以前の場合のみ有効』(人材開発支援助成金支給要領06017による)	対象者: 人		
13 ☐ 「自ら実習を行う場合は、事前に必要書類等の案内をしますので、【開始2週間前まで】にお問い合わせをしてください。 学科は登録講習機関で受講し、実技は自社で行う場合も、事前に計画届の提出が必要です。			

その他労働局長が必要と認める書類

III 受講者への賃金支払いについて (注)賃金支払の確認の為、必ず記入してください。

賃金計算締切日	賃金支払日 ※☐にチェック()に日付	賃金形態 ※該当を☐にチェックし、日給は日額を記入
()内に締切日記入	☐ 毎日	☐ 時給・週給 (単価: 円)
☐のいずれかをチェック	☐ 当月	☐ 日給・月給 (日額: 円)
☐ 毎月	☐ 翌月	☐ 月給 (月額: 円)
☐ 毎月()日締め	☐ 翌々月	☐ 残業手当の締切日又は支払いが翌月になる。
事業所の勤務時間	①休憩 時 分 ~ 時 分	休憩時間 合計 時間 分
午前 時 分 ~ 午後 時 分	②休憩 時 分 ~ 時 分	1日の所定労働時間 時間 分
	③休憩 時 分 ~ 時 分	
年間休日(日)	年間所定労働時間(時間)・	1ヶ月平均所定労働時間(時間)
担当者名	(電話・連絡先)	

裏面へ

解説

- ①の申請期限は講習終了日の翌日から2か月以内
②尚且つ講習日に係る賃金を支払ってから申請が可能(講習日の賃金が支払われていないと申請は不可です。)

支給申請期限について

訓練最終日の賃金を支払ってから申請が可能でその前は申請不可

講習最後の日		2か月後			解説①
R	翌日 R	賃金支払日	翌日		
例	R70401	R70402 → R70515	R70516	R70601	解説②
申請は不可		申請期限内 (担当窓口の受付)			
申請日(本日)		R			

令和6年4月1日から、労働条件明示のルールが変わりました。

雇用契約書、労働条件通知書の「就業の場所」、「従事すべき業務の内容」欄は雇入れ直後と変更の範囲について明示が必要となりました。

(労働基準法施行規則第5条の改正)

IV

留意事項

- ①助成を受けるにあたり、訓練実施期間中は通常の賃金の支払が必要です。 「人材開発支援助成金 支給要領0207 による」
- ②一つの技能実習について、1人あたり経費助成10万円が限度です。
- ③実訓練時間数の7割以上の訓練受講時間が要件です。
- ④企業規模【～20人、21人～(～34才、35才～)】で助成額が変わります。

(お願い)このチェックリストと申請提出書類は、貴社控えとして必ずコピーを取り保管してください。

人材開発支援助成金の共通要領0404申請書類等の保存については労働局に提出又は提示した書類の原本は支給決定の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

添付書類や記入漏れがないように今一度確認をしてください。

連絡事項

- ・ご不明な点等は、下記あてご照会ください。
(照会先)

チェックリストの写しを取って き り と り せ ん

◇送付先

〒231-0015

横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル5F

神奈川労働局助成金センター

建設担当 (建設労働者技能実習コース) 御中

Tel 045-270-7989

神奈川労働局ホームページ掲載内容

★検索方法

検索項目に『神奈川労働局建設事業主に対する助成金』と入力

⇒建設事業主等に対する助成金について【神奈川助成金センター】

建設事業主等に対する助成金（人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース））
【神奈川助成金センター】

○建設事業主等に対する助成金 ⇒ 建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）（厚労省にリンク）

※ この助成金のパンフレット及び申請書等は、厚生労働省ホームページの 建設事業主等に対する助成金⇒建設事業主に対する助成金申請書はこちら（申請書ダウンロード）⇒人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）事業主向けページの「建技様式」から印刷できます。

※ 助成金申請に必ず添付いただく、「支給要件確認申立書」（共通要領様式第 1 号）も、建設事業主等に対する助成金⇒共通の要件等に関する申請書類はこちら⇒雇用関係助成金に共通の要件等ページの申請様式から印刷できます。

※ 登録教習機関はこちらから（神奈川局を含め全国を閲覧できます。）

※ 助成金を申請できるのは、雇用保険に加入済みの中小建設事業主で、

雇用保険料率が 17.5/1,000（令和 7 年 4 月 1 日改訂）の適用を受ける事業所です。【建設の事業】

R4 年度	12.5/1000	令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 10 月 1 日
	16.5/1000	令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
R5 年度	18.5/1000	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
R6 年度		令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
R7 年度	17.5/1000	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

※ 雇用保険の被保険者となっている建設労働者に**通常の賃金**『労働基準法に基づく賃金』を支払って、技能実習を受講させた事業主に、経費及び賃金の一部を助成します。

※ 所定労働時間を超える時間の講習や、休日に受講させた場合の賃金支払いについて、特にご留意ください。

（従来の割増賃金及び休日振替（建技様式第 3 号別紙 4）は廃止となりました）

《 支給申請時に提出する書類 》 チェックリスト

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の受給については、チェックリストに記載した『申請に必要な提出書類』はすべて提出してください。

※ 厚生労働省の定める申請様式等は、厚労省のホームページからダウンロードしてご使用ください。

※ 神奈川労働局作成の添付様式は、下記に案内するところからダウンロードしてご使用ください。

検索項目キーワード➡

① 神奈川労働局 建設労働者👉

② 設事業主等に対する助成金について【神奈川助成金センター】👉

③ 厚生労働省 神奈川労働局・・当該ページの下部へスクロール 《 支給申請時に提出する書類 》

□ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)支給申請書チェックリスト兼申請書類送付状(R70401 改正)

※ 所定労働時間を超える受講や休日に受講させた場合には、次の様式を厚生労働省のホームページからダウンロードし、記入の上、添付してください。

日時間外手当、割増賃金等支払い証明書 兼 休日（出勤扱・振替）証明書（建技様式第3号別紙4）

★【中小建設事業主が自ら技能実習を実施する場合の書類の提出について】

※ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)計画届は、受講開始の3か月前から1週間前までに次の書類を提出してください。

※ 厚生労働省のホームページから

1	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（計画届）	建技様式1号
2	指導員・担当科目表	建技様式第1号別紙
3	指導員の職務経歴書等	任意様式
4	人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)変更届	建技様式第2号

支給申請時に必要な書類

1	指導員・担当科目表	建技様式第3号別紙2
2	領収書整理票	建技別様式第4号

※ その他労働局長が審査に必要と認めた書類

助成金担当案内（お問い合わせの場合は、助成金名と助成金コース名をお知らせください。）

建設事業主に対する助成金(担当部門)

神奈川労働局助成金センター
横浜市中区尾上町

R70401

人材確保支援助成金 045-270-7989	雇用管理制度助成コース	
	人事評価改善等助成コース	
	外国人労働者就労環境整備助成金コース	
人材確保支援助成金 045-270-7989	中小企業団体助成コース	
	建設キャリアアップシステム当普及及び促進コース	
	若年者及び女性に魅力づくり事業コース(建設分野)	若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合
人材確保支援助成金 045-270-7989	作業員宿舎等設置助成コース	※女性専用の作業員宿舎を整備した場合 ※作業員宿舎・作業員施設や賃貸住宅を整備した場合(被災県(石川県))
	建設労働者認定訓練コース	※認定職業訓練又は指導員訓練のうち建設関連の訓練を実施した場合 ※建設労働者に対して認定訓練を実施した場合
人材開発支援助成金 045-270-7989	建設労働者技能実習コース	若年者等の育成と熟練技維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合

人材開発支援助成金 045-277-8801	人材育成支援コース	①人材育成;職務に関連した知識、技能習得OFF-JTを10時間以上実施。 ②認定実習併用職業訓練:中核人材育成OJTとOFF-JTの組み合わせ訓練実施 ③有期実習型訓練:有期契約労働者等の正社員転換を目的としてOJTとOFF-JTの組み合わせ訓練実施
	教育訓練休暇等付与コース	
	人への投資促進コース	①デジタル人材・高度人材の育成(高度デジタル人材訓練・高度デジタル人材の育成訓練海外を含む大学院での訓練/成長分野等人材訓練)情報技術分野認定実習併用職業訓練(IT分野未経験者) ②労働者の自発的な能力開発の促進(長期教育訓練休暇等制度・労働者が自発的に受講した訓練経費に對ず助成)
	事業転換等リスクキープ支援コース	

特定求職者雇用開発助成金 045-650-2868	特定就職困難者コース	
	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	
	成長分野等人材確保・育成コース	
	就職氷河期世代安定雇用実現コース	
	生活保護受給者等雇用開発コース	
トライアル雇用助成金 045-650-2868	一般トライアルコース	
	若年・女性建設労働者トライアルコース	35才未満や女性を対象として試行雇用を行った場合
	障害者トライアルコース	
	障害者短時間トライアルコース	
	若者・助成建設労働者トライアルコース	
高年齢労働者処遇改善促進助成金		
早期再就職支援等助成金 (労働移動支援助成金・中途採用等支援助成金統合)	再就職支援コース・早期雇入れ支援コース・中途採用拡大コース・UIターンコース	

神奈川労働局
横浜市中区北仲通

企画課	雇用環境・均等部…………… 令和7年4月11日 9時より企画課扱い『業務改善助成金』はコールセンター0120-366-440(制度の概要等)にお問い合わせください	
	両立支援等助成金 045-211-7357	出生時両立支援コース・介護離職防止支援コース・育児休業等支援コース・事業所内保育施設コース・不妊治療両立支援コース・育児中等業務代替支援コース・柔軟な働き方選択制度支援コース
	業務改善助成金	企画課扱い『業務改善助成金』はコールセンター0120-366-440(制度の概要等)
	働き方改革支援助成金	労働時間短縮・年休促進支援コース・勤務時間インターバル導入コース・団体推進コース・業種別課題対応コース
健康課	労働基準部	
	受動喫煙防止対策助成金 045-211-7353	